

令和7年第1回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和7年1月10日（金） 午前9時30分～午前10時00分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	6番：坂口 武八	7番：寺本 眞理子
8番：尾上 春樹	9番：山田 和治	10番：井川 輝征
11番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

5番：田口 昭広

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	3番：中川 光春	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美	7番：毛利 貞幸
8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健	10番：福浦 昌則
11番：木川 保	12番：道崎 伸二	13番：西村 隆
14番：徳永 健次	15番：瀧上 米作	

（欠席：1名）

2番：牧 正徳

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第2号	農地形状変更届出について
日程第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第3号	農用地利用集積計画の審議について
日程第6	議案第4号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するかどうかの判断について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、改めまして、新年あけましておめでとうございます。今年も農業委員会発展のため皆さんのご協力をよろしくお願いします。 それでは、只今から、令和7年第1回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、5番の〇〇委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、6番の〇〇委員、7番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 なお、1番の土地については、後ほど、ご審議いただきます「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」で、改めて賃借人の子供さんへの所有権移転が予定されており、そのための合意解約となっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第1号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第1号については、これで終わります。 次に、報告第2号「農地形状変更届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報告第2号、農地形状変更届出について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。

	1 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 形状変更の理由ですが、申請地は田として耕作されていましたが、長年耕作されておらず、休耕地となっていました。今回、JA あしきたによる小規模基盤整備事業により盛土を行い、小規模基盤整備事業により盛土を行い、果樹の耕作地として整備し、希望者に賃貸借するとのこと。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「芦北町役場田浦支所」の西側、約 1 5 0 m の場所を含む全部で 9 筆です。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。 2 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 形状変更の理由ですが、1 番の案件と同じく、小規模基盤整備事業によるものです。 総会資料の 2 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「芦北町役場田浦支所」の南西側、約 1 8 0 m の場所を含む全部で 6 筆です。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。 議案書の 3 ページをお願いします。 3 番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。 形状変更の理由ですが、1 番の案件と同じく、小規模基盤整備事業によるものです。 総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「芦北町役場田浦支所」の南西側、約 1 5 0 m の場所を含む全部で 6 筆です。 現地確認ですが、申請地の周囲に農地は存在しますが、隣接する農地所有者の同意を得ており、影響はないと感じました。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。

	1 番及び 2 番、3 番の案件を 7 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地は何十年も前から森のような状態になっておりましたので、今回の事業で耕作できるようになり、よかったと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 2 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 2 号については、これで終わります。 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 4 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「大木場地区ふれあいセンター」の東側、約 3 0 0 m の場所を含む、全部で 2 筆です。 現地確認ですが、申請地は現在休耕地となっていますが、譲り受けたあとは柑橘の栽培及び、一部は、譲受人の他の農地への通路として利用し、適正に管理するとのことでした。 総会資料の 5 ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は労力不足により耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は経営規模の拡大と、譲受人の他の農地への通路として活用したいので、申請地を譲り受け、管理を行うとのことでした。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 所有権移転の部 2 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「向原公民館」の北西側、約 2 0 0 m の場所を含む全部で 2 筆です。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けたあと

は、水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の 7 ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は譲受人の要望もあり、譲り渡す。譲受人は近隣に自作地があり、耕作管理が行いやすいため申請地を譲り受けとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部 3 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 8 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「湯浦駅」の北側、約 1. 2 kmの場所を含む全部で 2 筆です。

現地確認ですが、申請地は、申請前まで譲受人の父が、譲渡人と賃貸借契約^{ちんたいしやく}を結び、柑橘の耕作管理を行っていたため、きれいに管理されており、引き続き柑橘の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の 9 ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。

申請理由ですが、譲渡人は本申請の前までは譲受人の父と賃貸借契約を結び、耕作管理をしてもらっていたが、それを合意解約し、譲受人に正式に譲り渡す。譲受人は、父と一緒に申請地の耕作管理を行っていたが、今回正式に申請地を譲り受け、引き続き耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

所有権移転の部 4 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の 10 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、「内野福祉センター」の南側、約 100 mの場所を含む全部で 2 筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地で、隣接する農地との境界が不明瞭でしたが、譲り受けたあとは隣接する農地との境界を明確にし、野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の 11 ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理が難しくなったため、譲受人

	に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。議案書に戻ります。 所有権移転の部5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「尾奈古集落センター」の北側、約400mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けたあとは畜産業で使用するための採草放牧地として利用し、適正に管理するとのことでした。 総会資料の13ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理が難しくなったため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1番の案件については、私が担当委員ですので説明します。 申請地は休耕地となっていましたが、これから整備して耕作されとのことなのでなんら問題ないと思います。 次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	申請地は休耕地でしたが、これから管理されとのことなどでなんら問題ないと思います。
議長	次に、2番の案件を8番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	申請地は休耕地ですが、これから耕作をしていきますので、よろしくお願いします。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	申請地は休耕地でしたが、これから適正に管理されとのことなので問題ないと

	思います。
議長	次に、３番の案件を２番の〇〇委員にお願いします。
〇〇推進委員	申請地はみかん園となっており、最新の農業機械もありましたので、なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	現地は適正に管理されておりましたので、なんら問題ないと思います。
議長	次に、４番の案件を６番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、５番の案件を１０番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第１号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 所有権移転の部２番について採決を行いますが、本案件については、「８番の〇〇」委員が関係しておりますので、尾上委員に一時退席を求めます。 (〇〇委員、一時退席) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部２番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 〇〇委員は入室をお願いします。 (〇〇委員、着席)

	3 番については、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番については、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、堆肥小屋です。 総会資料の 1 4 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「尾奈古集落センター」の北側、約 4 5 0 m の場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、一部は既に堆肥小屋が許可を得ずに建設され、それ以外の農地は休耕地となっていました。 申請地周辺に農地は存在せず、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の 1 5 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水については無く、排水は雨水のみの自然透水及び東側道路より自然放流する計画とのことです。 総会資料の 1 6 ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり、約 1. 2 2 h a です。 総会資料の 1 7 ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、1 0 h a 以上ないため、第 2 種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は、畜産を営んでおり、排出される牛ふんを、たい肥にするにあたり、十分発酵させる必要があるため、堆肥小屋を増設したいと考え、今回申請するものです。なお、申請地の一部には

	既に令和６年８月頃に堆肥小屋を許可を得ずに建築しており、始末書が添付されています。 土地の選定及び代替の可能性についてですが、記載のとおり検討されており、代替の可能性はないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題がないこと、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。以上で説明を終わります。
議長	事務局より説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、１番の案件について１０番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第２号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部１番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第３号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の６ページをお願いします。 議案第３号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃借権設定の部 １番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の１０年間です。 使用貸借権設定の部

	1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 10 年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 3 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 4 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 4 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、申請地は吉尾地区の旧吉尾小学校近くの 1 筆と、球磨川から 300 m ほど吉尾地区に入った場所で、以前は住宅が建っていた場所のすぐ裏、山林と宅地に挟まれた 1 筆です。以前は農地として利用されていた様子ですが、長年耕作されず、傾斜も急なため長年休耕地となっており、灌木が生い茂っており、隣接する宅地や山林との境界も不明瞭な状態でした。 次に、詳細について説明します。 総会資料の 18 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「旧吉尾小学校」の南側、約 70 m の場所を含む全部で 2 筆です。 総会資料の 19 ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。 46 番 2 については、灌木が生えており、傾斜も急で農地として利用できる状態ではないと思われます。また、11 番 2 についても、宅地と山林に挟まれた傾斜の急な農地で雑木が生い茂り、農地として利用できる状態になく、申請

	地 2 筆とも非農地と判断できると思われます。 総会資料の 2 0 ページをお願いします。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、非農地であるとの判断が妥当であると思われます。 2 番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、申請地は県道に隣接した住宅の裏山の農地 4 筆ですが、それぞれの農地の境界は判別できないほど灌木や雑草が生い茂り、農地へ通じていた通路も崩壊しており、簡単には農地に到達することができない状況でした。 次に、詳細について説明します。 総会資料の 2 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「百木農村公園」の北東側、約 1 0 0 m の場所を含む全部で 4 筆です。 総会資料の 2 2 ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。 申請地は住宅が建っている宅地より 5 m ほど上の農地ですが、農地に通じる通路が崩壊し、農地へ侵入できず、農地の所在、境界についても判別できない状態で、農地として利用できる状態になく、申請地 4 筆とも非農地と判断できると思われます。 総会資料の 2 3 ページをお願いします。 現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、非農地であるとの判断が妥当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局より説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件について 9 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。 非農地と判断して問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	次に、2 番の案件を 6 番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。

	畑として利用するのは困難のため、非農地として判断して問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第4号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。